



日田市規則第6/号

日田市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年11月29日

日田市長

棕野美智子

日田市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

日田市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例施行規則（昭和56年規則第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項等」という。）が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加項等を除く。）に改める。

改正後	改正前
<p>(受給資格証の交付等)</p> <p>第2条 条例第5条第1項の規定による申請は、<u>ひとり親家庭等医療費受給資格登録（更新）申請書（様式第1号）</u>に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。</p> <p>(1) <u>条例第2条第5号に掲げる医療保険各法の規定による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であることを証する書類</u></p> <p>(2) <u>戸籍謄本</u></p> <p>(3) <u>世帯全員の住民票の写し</u></p>	<p>(受給資格証の交付等)</p> <p>第2条 条例第5条第1項の規定による申請は、<u>ひとり親家庭等医療費受給資格登録（更新）申請書（様式第1号）</u>により行わなければならない。</p>

(4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に規定する申請において児童扶養手当証書の提示があるとき又は公簿によって確認することができるときは、同項各号に掲げる書類の全部又は一部を省略させることができる。

3 第1項の申請（以下「登録申請」という。）は、助成を受けようとする者が、ひとり親家庭の親及びひとり親家庭の児童の場合にあっては当該ひとり親家庭の親が、父母のない児童にあっては当該児童又は児童を養育する者（以下「受給資格者」という。）がこれをしなければならない。

4 略

(届出)

第8条 条例第10条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1)～(3) 略

(4) 被保険者等の記号番号

(5)～(8) 略

2及び3 略

2 前項の申請（以下「登録申請」という。）は、助成を受けようとする者が、ひとり親家庭の親及びひとり親家庭の児童の場合にあっては当該ひとり親家庭の親が、父母のない児童にあっては当該児童又は児童を養育する者（以下「受給資格者」という。）がこれをしなければならない。

3 略

(届出)

第8条 条例第10条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1)～(3) 略

(4) 保険証の記号番号

(5)～(8) 略

2及び3 略

附 則

この規則は、令和6年12月2日から施行する。

